

## 令和5年度 第7次葛飾区消費生活対策審議会議事録(第4回) (概要)

開催日時：令和5年8月2日(水) 午前10時00分から11時15分まで

開催場所：葛飾区消費生活センター学習室

出席者：江川委員、小林委員、黒崎委員、白井委員、林委員、室井委員、  
矢頭委員、谷茂岡委員(五十音順)

配布資料名・次第

- ・委員、事務局名簿
- ・若者向け消費者教育出前講座実績一覧(過去5年)(略)
- ・第7次葛飾区消費生活対策審議会への依頼事項(略)
- ・令和4年度版葛飾の消費生活(略)
- ・成年年齢引下げに関するチラシ(略)
- ・葛飾区消費生活センター業務案内に関するマグネット(略)
- ・訪問販売お断りシール(略)

おはようございます。

葛飾区消費生活対策審議会の開会に先立ちまして事務局からご報告させていただきます。

今年度4月1日付けで事務局の人事異動がありましたので、紹介させていただきます。

産業観光部長 長南です。

「長南です。引き続き、よろしくお願いいたします。」

産業経済課長 橋本です。

「初めまして橋本と申します。これから、よろしくお願いいたします。」

異動がありましたのは、この2名となります。

それでは、室井会長よろしくお願いいたします。

### 1 開会

(会長) ただ今から第7次葛飾区消費生活対策審議会第4回を開会します。

本日は、定足数を満たしていますので、開会させていただきます。

### 2 審議事項

(会長) 審議に入る前に、本日、傍聴希望者が1名手続きされております。

葛飾区消費生活条例第27条第7項は、「審議会の会議は、公開とする。

ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と定めています。

本日の議題では、非公開にする特別の理由がありませんので、公開とい

たしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 「異議なし」

(会長) それでは入室していただいでください。  
傍聴される方をお願いいたします。  
審議内容についての発言はお控えください。  
また、写真、ビデオ撮影及び録音はお控えください。  
最初に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

#### 「配布資料読み上げ」

(会長) ありがとうございます。  
それでは、2審議事項(1)の「区からの依頼事項の検討について」に入ります。  
今回は、「高齢者の消費者被害防止と関係機関との連携のあり方について」という項目について、ご意見をいただきましたが、何か補足等をされたい方はいらっしゃいますか。

(委員) 高齢者の見守りネットワーク構築について、過去に検討したことはありますか。特に、消費者庁が設置を推奨している消費者安全確保地域協議会に関する考えを教えてください。

(事務局) 過去に当審議会において、地域協議会を設置するかどうかについて、内部の部会という形で、委員以外の外部の方も入れた地域連絡会議の中で検討したことはあります。ただ、葛飾区の場合、福祉分野での見守り体制が先行、充実しているとともに、既に前回も話しましたが、高齢者総合相談センターとは連携を重視し、その重要性につきお互いに認識もしています。また、国からも、既存のネットワークを活用できる場合は、必ずしも地域協議会の設置にこだわらないとの考えが示されていますので、地域協議会の設置までは、今のところは考えておりません。

(委員) 地域協議会を設置しても、限られた人材で事務局を運営することにより業務処理に追われてしまつては、逆に、消費者の安全確保につながらず、本末転倒という状況も考えられます。

私は、既存のネットワークを大いに活用すべきと考えていますので、区の考え方の方向性はいいと思います。

ところで、葛飾区では、地域全体で高齢者を見守るためのシステムとして、高齢者の安心ネットワークを立ち上げています。このシステムを

利用するためには、ご本人からの登録が必要になりますが、登録事項として、緊急連絡先や万が一の時には警察署、消防署に情報提供することなどの他に、経済的被害があった時には消費生活センターへの提供といったことも加えられれば、同意を得たものとして活用することはできないでしょうか。検討してほしいです。

また、介護保険の分野でも地域ケア会議が推奨されています。こういう場所に消費生活センターの職員も積極的に出て行き、顔つなぎをしてお互いの連携をスムーズにしていくことも必要であると考えます。

(事務局) コロナ以前ではありますが、消費生活センターは、年3回程度、高齢者総合相談センター主催の地域ケア推進会議に参加していました。この会議には、警察署、福祉事業者、民生委員、自治町会長など、地域の見守り体制において中心的な役割を担う方たちが参加していらしたことから、連携を深める場面としては、大変有効であると認識しています。

また、高齢者の安心ネットワークに関しても、今後、検討すべき課題として認識しています。

(委員) 高齢者の安心ネットワークにつきましては、登録者数が、当初想定したほど伸びていないようであり、そして、伸びていない原因についても、検証されていないようであり、

それから、最近、新しい組織として、くらしのまるごと相談課というところできたようですが、あまりに多くの組織が関係しているためか、現実には、単なる取り次ぎの状況になっているようであり、連携面で決して効率的ではないものと感じています。

葛飾区から配布された特殊詐欺防止のための自動録音機は、設置してから、以前のような変な電話がかかってこなくなり一定の効果があつたと思っています。これにつきましては、現在は、予算は区で負担するものの、配布自体は警察署で行っています。配布対象者が高齢者のみの65歳以上の世帯となっているため、若い人と同居をしている場合は対象外となっていますが、若い方は、昼間は働いていて不在のことが多いことを考えますと、ぜひ、このような世帯に対しても、条件を緩和して配布できるようにしてほしいです。区にも生活安全課という組織があり、警察署と連携していると思いますので、調整してもらいたいです。

(会長) 他にご意見等がないようでしたら、今後のスケジュールの都合もございますので、区からの依頼事項の3つ目の項目であります「早期の消費者教育の効果的な進め方について」に入れればと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) 「異議なし」

(会長) それでは、机上に配布されています資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) ご説明いたします。

若者向けの消費者教育出前講座の過去5年間における実績につきまして、テーマ、団体名、参加人数を、資料に沿って、ご説明いたします。

以上で説明を終了いたします。

(会長) ありがとうございます。

ただ今のご説明に対しまして、何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) 学校での事業実施は、当該校の校長先生の考え方に左右される状況にあります。教育委員会に対して、どこまで言えるかはわかりませんが、例えば、小学校なら4年又は5年次、中学校なら2年次あたりのカリキュラムに、消費生活に関して少しでも入れてもらえればと思います。具体的には、「社会のとびら」という冊子がクイズ形式になっていて、活用できそうであります。内容が少し高度ではありますが、中学生を対象に全校で1回ぐらいは、こういう冊子を活用した授業を行ってほしいです。

消費生活センターの出前講座を全学校に行うというのは、人材面、財政面において効率的とは言えず、こういう形で学校の授業で取り上げてもらえるように、教育委員会に働きかけてほしいです。

(委員) 大学生に対して出前講座を行っていますが、毎回、どんな話しをしていますか。また、その話しに対する反応を教えてください。

(事務局) こちらへの相談も多い、ネットショッピングやマルチ商法を中心に話しをしています。これに対しての出前講座終了後の学校からの報告書では、学生にも身近なことであり大変参考になったと書かれていることが多いです。

(委員) 配布資料を見ますと、高校への出前講座が少ないと感じます。仕事が増えている中で教員も大変だと思いますが、消費者教育推進法ができる前に比べると、教員の意識は高まっていると思います。あとは、区とし

でも繰り返し働きかけを行い、何とか時間をとってもらえるようにするとともに、都消費生活総合センターや消費者庁のホームページに掲載されている参考教材を紹介することなども必要なことではないでしょうか。

(事務局) 本日配布しました成年年齢引下げに関するチラシについては、高校を含めて区内の全ての学校に送付しましたが、この際、出前講座につきましても併せて周知を行いました。また、小学校、中学校については、校長会、PTA連合会において、必要に応じて出前講座を周知しています。

いずれにしても、全学校に対して出前講座が必要であるとなった場合は、当然、その財源確保に努めていく考えであります。それから、都や国が作っている教材の活用の話しが出ていましたが、消費生活における問題事例の多くが広い地域で起きていることを考えると、こういう方法により、少しでも生徒、児童に伝えていくことも効果的であると考えます。

(委員) 専門職の研修もコロナ前と激変した。以前は集合して座学で行うのが主流でしたが、最近では、映像コンテンツを作成し、それをネット上にあげ、各自が視聴するといったオンデマンド形式で行われていることが多いです。この場合、コンテンツ製作費がかかりますが、一方で特定の場所に行く必要がないことと、空いた時間に視聴できるというメリットがあります。

各学校において、こういう方法でカリキュラムの中に組み込むというのは、スケジュール管理の課題もあるかとは思いますが、何と言っても、業者を使った場合、コンテンツ製作費に関しての費用対効果ではないかと思えます。いずれにしても、効率的な体制づくりを進めていく必要があるとともに、長い目で見れば、このような手法が主流になっていくのではないかと思います。

(委員) 事業の効果やコストを考えますと、動画の活用は、いいことだと思います。

(委員) すでにウェブ配信の動画は作られていて、その利用方法は、いくらでもあります。出来上がった動画を使った教育方法もありますが、高校生を対象にするなら、ズームによる講座でもいいのではないかと思います。

それから、理科大の学生さんに、ある程度レクチャーした上で、若者目線で、マルチ商法や投資詐欺に関するユーチューブ動画を有志に作ってもらうといったことはどうですか。学生さんなら、ボランティアでやってくれるような気もするがどうでしょうか。

(委員) いろいろなアイデアが出ていますが、とりあえず、何かを実行してみた上で、その後、検証し、効果のあったものについて改善を加えつつ継続していけばいいと思います。この手法は、葛飾区が全庁的にとっているPDCAの考え方にも沿っていると思います。

それから、学生さんに作ってもらうなら、ボランティアではなく、適正な額を支払って依頼したほうがいいと思います。

(会長) ご意見等ありがとうございました。

まだ、いろいろなご意見等があるかと思いますが、次回もこの項目につきまして検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2審議事項(1)の「区からの依頼事項の検討について」を終了いたします。

2審議事項(2)のその他に入ります。

何かございますか。

(委員) 今後、単身世帯が増えることを踏まえまして、消費者団体において高齢者向けに対して、日常生活での心配事などに関するアンケートを実施しました。集計が終わりましたら、本審議会にも資料を提出し、皆様のご意見等をいただければ幸いです。

(会長) 事務局から、何かございますか。

(事務局) 本日机上に配布いたしました令和4年度版葛飾の消費生活につきまして、ご説明いたします。

この資料は、毎年度の消費生活センターの事業概要であり、事業の大きな柱であります消費生活相談と講座等の消費者自立支援を中心に、資料に沿って、ご説明いたします。

以上で説明を終了いたします。

(会長) ありがとうございました。

ただ今のご説明に対しまして、何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) 先ほどの消費者教育出前講座に関する事業説明において、区内の銭湯に出向き、営業開始前の30分程度を使って、消費者トラブルについて話をしたとのことですが、これは、最近、家のお風呂をたかずに銭湯にくるお年寄りが増えていることを考えますと、とてもいい企画であります。

それから、相談者(契約当事者)年齢別一覧に関して説明がありました  
が、各年代別の相談件数が葛飾区の各年代の人口に対して、どのくらい  
割合を占めているか、各年代でどのような相談傾向があるかを知りたい  
ので、できましたら資料を提供してほしいです。

(事務局) 資料提供につきましては了解いたしました。

(会長) ありがとうございます。

それでは、2審議事項(2)の「その他」を終了いたします。

### 3 その他

(会長) 次に、3のその他に入ります。

事務局、何かございますか。

(事務局) 次回の本審議会の日程の件になります。

今年度、予定ではあと2回開催できればと考えております。

詳しい日程につきましては、後日、調整させていただきます。

(会長) ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

### 4 閉会

(会長) 第7次葛飾区消費生活対策審議会第4回を閉会します。

どうもありがとうございました。